

県内各医療機関の長 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業の実施について (照会)

本県の医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、医師偏在対策の是正に向けた総合的な対策パッケージの一環として、「重点医師偏在対策支援区域 (※)」の医療機関を支援するための経済的インセンティブに係る事業が実施されることとなりました。

つきましては、別紙を御確認の上、事業の活用を希望される場合は、実施計画書等を御提出願います。
なお、事業活用を希望されない場合は、回答不要です。

※ 「重点医師偏在対策支援区域」とは、「今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域」とされており、宮城県では、「仙南医療圏」「大崎・栗原医療圏」「石巻・登米・気仙沼医療圏」が該当します。(「仙台医療圏」は同区域に該当しません。)

【担当・問い合わせ先】

(1) 診療所の承継・開業支援事業

(医療政策課医務班)

電話 : 022-211-2614

E-mail : imu@pref.miyagi.lg.jp

(2) 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

(医療人材対策室医療環境整備班)

電話 : 022-211-2686

E-mail : iryozink@pref.miyagi.lg.jp

(3) 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

(4) 医師派遣する派遣元医療機関支援事業

(5) その他、本照会全般に関わること

(医療人材対策室医師定着推進班)

電話 : 022-211-2692

E-mail : iryozint@pref.miyagi.lg.jp

※お問い合わせは、原則として電子メールで
いただくようお願いします。

「仙南医療圏」、「大崎・栗原医療圏」、「石巻・登米・気仙沼医療圏」の医療機関が対象となる事業

※ 以下「支援区域」は、「重点医師偏在対策支援区域」（「仙南医療圏」、「大崎・栗原医療圏」、「石巻・登米・気仙沼医療圏」）を指します。

1 補助事業の概要

（1）診療所の承継・開業支援事業

承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。

【補助対象医療機関】

支援区域内で承継又は開業する診療所

（2）医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

医師の勤務・生活環境改善のための施設整備に対する支援を行う。

【補助対象医療機関】

支援区域内で医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関

（3）医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

土日祝日の宿日直を行う代替医師確保に対する支援を行う。

【補助対象医療機関】

支援区域内で新たに代替医師を確保した医療機関

（4）医師派遣する派遣元医療機関支援事業

支援区域内の医療機関への新たな医師派遣に対する支援を行う。

【補助対象医療機関】

支援区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関

「事業の詳細」及び「提出様式」につきましては、県ホームページに掲載しますので御確認ください。
※提出様式は、厚生労働省より提供され次第、本ホームページに掲載予定です（4月上旬予定）。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/medicalconnect/workstyle/index.html>



2 実施計画書等の提出

上記県ホームページに「提出様式」が掲載された後、様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、「みやぎ電子申請サービス」から提出してください。

なお、希望する補助事業ごとに提出様式が異なりますので、御注意ください。

（1） 「みやぎ電子申請サービス」 URL

<https://logoform.jp/form/GQGB/1499037>

（2） 提出期限

令和8年4月20日（月）午後5時（厳守）



3 留意事項

（1） 上記実施計画書等を提出いただいた中から、国等において予算の範囲内で配分を行うため、**本照会の回答をもって、支援が確約されるものではありません。**

（2） **本件に関する問い合わせにつきましては、国に回答内容について確認する必要があることから、原則として、電子メールでお問い合わせください。**

（「仙台医療圏」の医療機関向け）

医人第475号
令和8年3月26日

県内各医療機関の長 殿

宮城県保健福祉部長
（公印省略）

重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業の実施について（照会）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、医師偏在対策の是正に向けた総合的な対策パッケージの一環として、「重点医師偏在対策支援区域（※）」の医療機関を支援するための経済的インセンティブに係る事業が実施されることとなりました。

つきましては、別紙を御確認の上、事業の活用を希望される場合は、実施計画書等を御提出願います。
なお、事業活用を希望されない場合は、回答不要です。

※ 「重点医師偏在対策支援区域」とは、「今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域」とされており、宮城県では、「仙南医療圏」「大崎・栗原医療圏」「石巻・登米・気仙沼医療圏」が該当します。（「仙台医療圏」は同区域に該当しません。）

【担当・問い合わせ先】
（医療人材対策室医師定着推進班）
電話：022-211-2692
E-mail：iryozint@pref.miyagi.lg.jp

※お問い合わせは、原則として電子メールで
いただくようお願いします。

「仙台医療圏」の医療機関が対象となる事業

1 補助事業の概要

【事業概要】

「重点医師偏在対策支援区域」（「仙南医療圏」、「大崎・栗原医療圏」、「石巻・登米・気仙沼医療圏」）に所在する医療機関への新たな医師派遣に対する支援を行う。

「事業の詳細」及び「提出様式」につきましては、県ホームページに掲載しますので御確認ください。
※提出様式は、厚生労働省より提供され次第、本ホームページに掲載予定です（4月上旬予定）。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/medicalconnect/workstyle/index.html>



※経済的インセンティブ事業のうち、「医師派遣する派遣元医療機関支援事業」以外の事業につきましては、仙台医療圏内の医療機関は補助対象とはなりません。

2 実施計画書等の提出

上記県ホームページに「提出様式」が掲載された後、様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、「みやぎ電子申請サービス」から提出してください。

(1) 「みやぎ電子申請サービス」URL

<https://logoform.jp/form/GQGB/1499037>



(2) 提出期限

令和8年4月20日（月）午後5時（厳守）

3 留意事項

(1) 上記実施計画書等を提出いただいた中から、国等において予算の範囲内で配分を行うため、本照会の回答をもって、支援が確約されるものではありません。

(2) 本件に関する問い合わせにつきましては、国に回答内容について確認する必要があることから、原則として、電子メールでお問い合わせください。